

中世後期の開帳について

—大和長谷寺を中心に—

大石 雅章

はじめに

中世の開帳に関して、新城常三氏は、以下の点を指摘している。その一つは、日本における開帳は平安時代末からみられるが、鎌倉時代末までは開帳関係史料は比較的寡少であり、この時期の開帳の特質として、その稀有性と一般社会から絶縁した閉鎖性をあげている。二点目は、開帳関係資料は、南北朝、とくに室町時代に頻見し、この時期に見られる開帳として、康永二年撰津月見寺、永享二年河崎観音三十三年目の開帳、寛正六年四百年振りの石山寺開帳等の事例を列挙している。その中でも開帳を頻繁に実施した寺院として大和長谷寺をあげる。そして応永十三年足利義満伊勢参宮の途次での開帳、永享十二年六月より嘉吉三年十一月までの開帳、文明年間の八年・十一年・十七年の開帳の事例を通じて、この時期の開帳の目的が、募金手段的傾向が強まり、臨時費調達のためであったと指摘する。^①また、長谷寺の開帳については、達日出典氏の研究がある。^②氏は長谷寺の本尊が勅願であり、平安以来の定額寺であるという由緒から、開帳は勅許を必要としたこと、興福寺大乘院の執奏によってなされたことという重要な指摘をしている。ただ、この指摘については史料での検証がほとんど記されていない。またその目的は、参詣者・勸進聖からの要望と、長谷寺側の勸進収益を高めるためであったとしている。

さて、本稿では中世の開帳についてのこのような先行研究の指摘を踏まえて、従来ほとんどなされてこなかった史料を掲げての具体的な分析をおこないたい。中世後期において、開帳がいかに実施されたのか、とくに開帳を決定する権限は、開帳を実施する寺院側にあつたのかどうか、また開帳にあつて得た収益はどのような範囲にいかにか配分されたのであろうか。このような開帳実施にあつたの具体的な事柄について、大和長谷寺の本尊秘仏観音菩薩の開帳を分析対象として検討をすすめたい。とくにその史料として興福寺大乘院門跡であつた尋尊の日記『興福寺大乘院寺社雜事記』を取り上げたい。とくに『興福寺大乘院寺社雜

事記』を扱うのは、長谷寺が興福寺大乘院門跡の末寺であり、当然長谷寺の開帳の実施にあつては、本寺興福寺大乘院門跡と末寺長谷寺との関係が深くかわると考えるからである。

一 興福寺大乘院門跡と長谷寺

興福寺大乘院門跡と長谷寺の本末関係については、すでに達氏による平安中期から鎌倉前期に至る本末関係成立期の研究がある。^③しかし、ここでは開帳が頻繁におこなわれた中世後期の本末関係を対象とする。

長谷寺は、興福寺大乘院門跡の『三箇院家抄』に、

○諸末寺御用寺々

長谷寺・菩提山(正曆寺)・内山(永久寺)・釜口(長岳寺)・三輪(平等寺)・安位寺・中山(興法寺)・萱尾(円樂寺)・信貴(朝護孫子寺)・随願寺・橘寺

以上御用銭等在所也、仰付御後見

(省略)^④

とあり、興福寺大乘院門跡の末寺の中で、重要な御用銭を仰せつかる末寺で、またその中でも、筆頭に名前を挙げられる程の興福寺大乘院門跡の最重要末寺であつた。興福寺大乘院門跡に進上された御用銭の一例として「長祿四年若宮祭田楽頭記」の「一諸山等御用戦事」の項の「長谷寺百貫」、「諸山寺坊々各々有徳銭」の項の「長谷寺十貫」をあげることができる。^⑤御用銭のような巨額な金額ではないが、長谷寺修正会に際しては、花餅十枚及び牛頭一枚を興福寺大乘院門跡に進上しなければならぬ。^⑥また恒例の進上物として瓜・炭など、興福寺大乘院門跡の日常生活を支える品々が長谷寺から納められた。^⑦さらに「一長谷寺検断料足五百三十文到来了」と、興福寺大乘院門跡が長谷寺の検断権を有し、検断にあつては検断料足を得ていた。^⑧それ以外にも「一長谷寺五師入座、任料六貫文之内三

貫到来」と、長谷寺僧の五師入座にあつては、任料を得ていた。⁹ おそらく長谷寺の僧職の補任権を興福寺大乘院門跡が所持したからとみられる。次に、興福寺大乘院門跡及びその関係者が長谷寺のいかなる職についていたかをみておきたい。

一 長谷寺間事条々

別当職事ハ、大乘院本願法印隆禪ニ被補任、以来当門跡相承、于今為一代無相違者也、

小別当職事ハ、門徒之良家之輩必被仰付之、毎事小別当致奉行者也、

御目代職事ハ、小別当之門徒之住侶、或非衆・非学中申付之云々、小目代

職事非衆・非学輩補之云々、

定使職事、小別当之被官之力者・中間也¹⁰

興福寺大乘院門跡が代々長谷寺事務をおこなう別当をつとめていた。別当は大別当ともいい、その下には小別当があり、大乘院門跡方の良家クラスの僧が任命されているようである。日常的には別当の代理として末寺長谷寺のことを管轄していたとみられる。小別当のもとには、学侶でない非学の者が勤める目代・小目代があり、かれらが実務的なことを担っていたのであろう。また定使という別当興福寺大乘院門跡の意向を長谷寺に伝える使いとして活動する者もいた。

これらの職以外に長谷寺奉行という名称が史料に現れる。興福寺大乘院門跡の坊官がこの長谷寺奉行をつとめた。長谷寺奉行については、『三箇院家抄』の「坊官・侍等給分」の項に、清賢法橋（成就院）分の給分の一つとして書き上げられ、また辨舜寺主分の給分の中にもみえる¹¹。長谷寺奉行は開帳にも関わり、「両奉行」とよく史料にみられることから、常に二人いたと思われる。おそらく門跡のもとで、末寺長谷寺の実務を担当する者であったとみられる¹²。なおこの長谷寺奉行と目代・小目代が一致するものかどうかは確認できていない。また定使も開帳の件について別当の意向を末寺長谷寺に伝える使者として史料にみえる。

以上、簡略ながらも、中世後期の興福寺大乘院門跡と長谷寺の本末関係の実態について検討した。

二 開帳の開催手続き

a 開帳の開催権限

長谷寺開帳について、『興福寺大乘院寺社雑事記』で確認できる最も早い事例は、

宝徳三年（一四五二）十二月十八日の開帳である。その開帳にあつては、『興福寺大乘院寺社雑事記』に「開帳宣下被付別当之間、即彼寺二遣之了¹³。」と記されているように、開帳許可の宣下が別当にだされた。その際に発給された論旨が『興福寺大乘院寺社雑事記』に書き留められている。

長谷寺可開帳之由可令下知給候、天氣如此、悉之謹状、

宝徳三年十二月十一日

謹上 大乘院得業御房¹⁴

左中弁雅行

この史料によれば、秘仏である長谷寺本尊の開帳の認可は、宣下によつてなされたことがわかる。この時の天皇は、後花園天皇であり、か这天皇の下知で開帳実施の決定がなされた。このように長谷寺の開帳実施の認可は天皇の権限に属するものであった。

また、この長谷寺の開帳を下知した論旨の宛先が、長谷寺ではなく「大乘院得業御房」となっている。「大乘院得業御房」つまり興福寺大乘院門跡尋尊が、この論旨を得たのであった。宣下が興福寺大乘院門跡尋尊に下されていることから、彼が別当であったことがわかる。しかし、この別当が、興福寺別当を指すのか、もしくは長谷寺別当を指すのかは明らかでない。そこで『興福寺別当次第』によれば、当時の興福寺別当は権僧正良雅であり、大乘院門跡尋尊ではない。したがつてこの宣下の宛所の別当は、興福寺別当ではなく、長谷寺別当である。このように、開帳開催許可の論旨は、長谷寺別当である興福寺大乘院門跡宛となる。

康正二年（一四五六）三月十八日の長谷寺開帳の際にも、長谷寺別当である興福寺大乘院門跡尋尊のもとに開帳の論旨が届けられた。このことを示す記事が『興福寺大乘院寺社雑事記』にみえる。

一 長谷寺開帳論旨到来

長谷寺舞台修造事、可遂供養、自來十八日三十三日可被開御帳之由寺家申請由被聞召了、可令下知給者、天氣如此、悉之謹状、

三月十四日

謹上 大乘院僧正御房¹⁵

左中弁経茂

この開帳は、長谷寺の舞台修造のために実施されることになったものである。やはりこの場合も後花園天皇の論旨によつて許可がなされており、開帳の認可は天皇の権限に属している。また、開帳の期間は三十三日間と定められている。

この康正二年の三年後の長祿三年（一四五九）にも開帳を下知する論旨が発給された。『興福寺大乘院寺社雑事記』の長祿三年八月十六日条には、

一 就長谷寺開帳事繪旨到来、願阿弥代官持參之、

長谷寺可令開帳之由、可令下知給者、天氣如此、悉之謹狀、

六月十五日

右大弁経茂

謹上 別當僧正御房啓所

上書二八長谷寺別當僧正御房啓所

とある。また繪旨の上書きには「長谷寺別當僧正御房」とあり、宛名の別當僧正御房が長谷寺別當であることが明確に確認できる。「別當僧正御房」である興福寺大乘院門跡尋尊が長谷寺別當であるために、開帳開催の認可の繪旨が尋尊宛となつていたのである。なお、この開帳は八月十八日から行われた。⁸⁰

さて、繪旨の宛所がすべて、長谷寺別當宛かといえは、そうではない。「興福寺大乘院社雜事記」の文明十一年（一四七九）四月二日の後土御門天皇の繪旨は、以下のように「長谷寺衆徒中」になつてゐる。

一 長谷寺開帳繪旨到来、松殿持来、禪閣御書到来、

長谷寺舞台修造事、可遂供養、自來十八日可被開帳之由申請旨被聞召了、不可有依違者、天氣如此、悉之以狀、

四月二日

左少弁判

長谷寺衆徒中

明日此繪旨以定使可遣彼寺之由、仰付之、必定使二十疋自彼寺令下行云々、⁸¹長谷寺別當御房ではない長谷寺衆徒中宛の開帳に関する繪旨が始めて出された。しかし宛名が「長谷寺衆徒中」となつてゐるにもかかわらず、繪旨は長谷寺に直接に送られるのではなく、やはり長谷寺別當である興福寺大乘院門跡を介して伝えられている。またその際、興福寺大乘院門跡から長谷寺に繪旨を持参した大乘院門跡の定使には、長谷寺から三十疋が与えられ、長谷寺の負担となつてゐる。

しかし、繪旨が寺院の長官である長谷寺別當でなく、長谷寺寺僧全体を指す「衆徒中」に発給されたことは、注意しておきたい。おそらくこのような開帳開催許可の繪旨の要求は、長谷寺衆徒から出されたと推察され、この場合それが繪旨の宛所に反映したものと見られる。

さて、このような「衆徒中」宛に出された文明十一年の繪旨以後、その宛所はやはり別當に戻つてゐる。六年後の文明十七年（一四八五）の開帳の際には、三月十五日付の後土御門天皇の繪旨が発給された。

長谷寺可令開帳給之由、可令下知之由、天氣所也、仍上啓如件、

文明十七年三月廿五日

左中弁元長

謹上 別當僧正御房啓所

なお、長享二年（一四八八）の開帳の際の、九月十一日付の後土御門天皇の繪旨では、

一 開帳繪旨昨日到来、今日遣之

長谷寺自來十八日可令開帳之由、可令下知給者、天氣如此、以此旨可令申入大乘院前大僧正御房給、仍執達如件、

九月十一日

左少弁宣秀

謹上 大納言僧都御房啓所

宛所は「大納言僧都御房」となつており、尋尊宛ではないが、しかし「大乘院前大僧正」にその旨を申し入れるようにという内容で、やはり開帳開催の繪旨は興福寺大乘院門跡に伝えられることとなつてゐる。

このように、將軍が権力を掌握した室町時代においても、長谷寺の開帳開催の許可権は、達氏が指摘したように天皇が有していたのである。さて、それが何故かについては、天皇勅願の観音、または古代定額寺であつたからという達氏の説について、史料的に確認できなかった。ただ、応永九年・応永十三年の足利義満の長谷寺参詣に際しては実施された開帳については、「今度御開帳事ハ臨時也、准三后参詣之余薰也」⁸²とあり、室町將軍義満のような実力者の参詣があれば、それに併せて開帳がなされる場合もあつたようである。このような臨時の開帳の場合に、繪旨を得ていたのかは不明である。

b 開帳の手続き

さて、天皇によつて認可された長谷寺の開帳ではあるが、その手続きについてもう少し検討してみる。そこで、文明十一年と文明十七年の開帳を題材にして検討する。

まず、文明十一年の開帳の場合をみておこう。二月二十七日に「長谷寺使節東照院宗弘」が、大乘院門跡尋尊のもとに訪れて、四月中に舞台供養を行うこと、そこでそれに併せて四月十八日より「大聖開帳」を行うことを申し入れてゐる。⁸³三月六日に尋尊は長谷寺大聖開帳と願文作成を禪閣である一条兼良に申し入れた。兼良も舞台供養があるならば、必ず聴聞したいということであつた。⁸⁴そして四月七日に、前述の宛所「長谷寺衆徒中」の繪旨が大乘院門跡のもとに届けられ、その繪旨の内容は、四月十八日から開催したいという長谷寺側の意向に添うものであつた。⁸⁵そして四月十八日より開帳が無事行われた。このように開帳の発端は、

盛大な舞台供養に併せるかたちで実施されることを願った長谷寺からの申し入れによるものであった。

六年後の文明十七年の開帳の場合は、『興福寺大乘院寺社雜事記』文明十七年二月二十一日条に、「一、長谷寺開帳事、京都へ申上、自太閤御書被遣伝奏、自法花寺上洛者二手付之」とあり、文明十一年の際と同様に、長谷寺別当大乘院門跡から、京都の太閤二条持通に願書が出された。そして太閤から伝奏勸修寺大納言教秀に伝えられた。その後、伝奏勸修寺大納言から勅許が無事出されたことが二条太閤の元に伝えられている。

長谷寺開帳事、御執奏之趣申入候處、勅許珍重存候、繪旨元長朝臣書進上之由申候、可得御意候、恐々謹言、

二月廿六日

教秀

伝奏勸修寺大納言二条太閤へ御返事也、此書状ハ不遣彼寺者也。

この勸修寺大納言教秀の書状は尋尊のもとに繪旨とともに送られている。この書状の前日二十五日付で後土御門天皇から長谷寺別当宛に認可の繪旨が発給された。繪旨を得た長谷寺別当である興福寺大乘院門跡尋尊は、長谷寺執行宛に、開帳認可の繪旨到来のことを伝え、開帳実施のことを長谷寺に命じた御教書を発給し、繪旨と合わせて、定使が長谷寺に伝えている。以下その御教書を掲げておく。

一、長谷寺開帳繪旨到来、則以定使遣之、

大聖御開帳繪旨到来、早々可被開帳之由被仰出候也、恐々謹言、

二月廿八日

清賢

長谷寺執行御房

このように、長谷寺の開帳の実施に至る手続きについては、長谷寺衆僧↓別当興福寺大乘院門跡↓太閤↓伝奏↓天皇（許可の宣下繪旨）↓別当興福寺大乘院門跡↓長谷寺という経路が存在した。長谷寺衆徒が勅許をえるためには、長谷寺の長官である別当興福寺大乘院門跡、さらに摂関藤原氏の仲介を経なければならなかった。おそらく長谷寺衆徒の身分では、彼らが直接伝奏に勅許を得るための働きかけをすることは、許されなかつたとみられる。なお、摂関家藤原氏が関わっているのも興味深い。

三 開帳の目的

a 開帳と勸進

文明十三年に長谷寺万部経会が開催され、その際に開帳が実施された。その経過を史料にそいながらみておきたい。

一 長谷寺一万部経事、自三月廿六日可始行旨、勸進聖申入之由、奉行申之、自今日（正月二十二日）奈良中令勸進之云々。

長谷寺一万部経を三月二十六日から開催する旨を勸進聖が大乘院門跡に申し入れ、正月二十二日からその費用を得るために、奈良中で勸進をするようになった。

さらに、一万部経を修している期間に、開帳をおこなうことが計画され、別当である興福寺大乘院門跡から京都にその旨が申し入れられた。

一 長谷寺万部経來月（三月）廿六日より可有之云々、然者開帳事修中可有之歟、兼日可申入京都、山門儀内々執行方二可尋旨、仰遣光秀方了、今日吉日故也。

そして、三月二十六日から万部法華経会がおこなわれ、四月五日に結願した。

一 長谷寺万部法花経去月廿六日より当月五日二至無為結願也、勸進僧今日悦申二參上、楯三荷折二合符持參了、両奉行方百疋出之云々ト、少比興。

万部経会の結願日に、勸進聖が万部経会成就の祝いを申し上げるために、興福寺大乘院門跡（長谷寺別当）を訪れ、両奉行方に対しても百疋を支払うことを伝えている。したがって、この万部経会は、勸進僧による勸進方式でなされ、多額の浄財が集められたとみられる。おそらく勸進をより効果的におこなうために、開帳も併行して実施されるようになったと考えられる。

文明十五年の万部経会においても、やはり開帳が併行して行われたようである。

一 長谷寺來年（文明十五年）三月万部経可有之、奉伽帳判申給之、大聖開帳事可申入云々。

奉伽帳が用意されているように、万部経会は勸進の一環として行われ、開帳もその勸進を支援するためになされたとみられる。その後も長谷寺の万部経会は、開帳が伴う形式で執り行われており、次の史料から文明十六年の万部経会も同様であった。

一 長谷寺万部経之勸進聖申万部経事、來（文明十六年）三月廿五日より也云々、大聖開帳事伺申、不可有子細、可奏聞之由仰了、（下略）。

さて、長谷寺では、万部経会だけでなく、勸進僧による浄財を集積する諸活動

の際にも、開帳が実施されている。

康正二年（一四五六）には、前述したように舞台修造の供養と併行して三十三日間の開帳がなされた。⁸⁰ そしてこの開帳の論旨ともに、本堂修造のための勸進に対して、それを認める新たな論旨が到来している。

一、長谷寺修理事勸進聖本願論旨申出之云々

本願申、長谷寺修造事、舞台已修經營之功、欲遂供養之儀、尤以神妙也、

本堂同勸進十方之施入、宜成就不日之修繕者、天氣如此、悉之以狀、

康正三年三月十五日 右中弁判⁸¹

このように、本願（勸進聖）は堂舎修造の活動にも、天皇の論旨を求めていたのである。おそらくこの舞台供養に併せた康正二年の開帳は、舞台供養の費用や次の本堂修造の費用を集める目的もあつたのではないかとみられる。

康正二年から二十三年後の文明十一年（一四七九）にも舞台供養がなされた。その際にも開帳がなされた。

一 長谷寺大聖開帳也、昨日供養方奉伽事勸進聖申之、加判、則一乘院殿二令申之。⁸² 供養方奉伽のために、勸進聖は興福寺一乘院門跡に奉加帳への加判を求めている。この奉加帳は、舞台供養及び併せて実施される開帳の際に、参詣者から奉伽金を集めるためのものである。⁸³ 今朝大聖開帳金羅伊勢国司政郷朝臣施入⁸⁴と開帳の際に伊勢国司政郷が奉伽をしていることが書き留められている。

このように、舞台供養や万部経会に併せて開帳がなされた。とくに開帳は、参詣者の増加及び参詣者からの奉伽をより効果的に得ることを主たる目的としていたと考えられる。開帳に先だつて奉加帳が作成され、一乘院・大乘院などの門跡や、さらには「長谷奉伽帳加判了、室町殿并諸大名同加判了」⁸⁵とあるように室町將軍及び有力な守護から判を得て、奉加帳を権威づけていた。開帳期間中は勸進聖による奉伽を求める勸進活動が積極的に行われたとみられる。このように、開帳は、長谷寺の衆徒と、諸堂修造などの勸進活動に携わる聖との連携でなされたものとみられる。主体的に開帳を要求したのは、長谷寺衆徒と勸進聖であつたといえよう。

b 開帳による経済的效果

開帳の際に集積された奉伽の総額については、確認し得ない。『興福寺大乘院寺社雑事記』において詳細に記載されているのは、別当である興福寺大乘院門跡への開帳での納入額と納入状況である。まずそれをみておきたい。

開帳での長谷寺別当である興福寺大乘院門跡の取り分について、長祿三年（一四五九）の開帳の際の史料をみておきたい。

一 長谷寺公文上落、開帳錢之内二十貫文、為今度修造方、予令寄進彼寺了、畏入云々、此外十貫先年大鳥居新造之時、奉伽分二同遣之、仍古今奉伽分三十貫文也、於七十貫文者度々二致其沙汰了、仍百貫文請取、奉行兩人令加判遣之了云々。⁸⁶

この史料によれば、興福寺大乘院門跡尋尊の取り分は百貫文である。その内訳は、二十貫文は長谷寺修造方に寄進し、また十貫文は、すでに大鳥居新造のために長谷寺に寄進している。そのために、長谷寺への寄進額は総額三十貫文である。残りの七十貫文が尋尊のもとに何回かに分けて納入された。そして百貫文を受け取った段階で、大乘院門跡の奉行人が返抄に判を記し、長谷寺に渡したようである。しかし、ここに至るまでには大乘院門跡と長谷寺との間で何回かの交渉がなされている。

八月十八日に長谷寺の開帳が行われた。その十日後の二十八日に「長谷寺開帳錢、為催促定使下之了」⁸⁷とはやくも開帳錢の催促のための定使が長谷寺に遣わされた。また、九月十一日には「長谷寺評定衆并執行等可上落之由加下知、依開帳錢事也」⁸⁸と大乘院門跡から、開帳錢のことで長谷寺僧衆（評定衆と執行）が上落にするようにとの下知が出された。しかし、興福寺大乘院門跡の催促にもかかわらず、翌年に至つてもなかなか解決していない。

翌年の二月には「開帳錢相殘五十貫文事、今月中可皆済旨可加下知、并造作方銅工事、就門跡座衆可仰付之旨、去年仰之、重而可申入返事之由申之、于今無音者也、所詮早々可申付座衆之由、同可成奉書於長谷執行方之由、以德阿仰遣清賢方了、於開帳錢五十貫者、去年光宣僧都引違進之、自彼寺依令申也」⁸⁹と開帳錢の殘金五十貫文を二月中に納めるようにと興福寺大乘院門跡から長谷寺に対して催促がおこなわれている。さらに、二月十七日には「為開帳錢催促、寛円長谷寺二下了」⁹⁰と催促のために、寛円をわざわざ長谷寺に遣わし、その結果、翌日の十八日には「長谷寺開帳錢相殘五十貫文事、今月来月二可皆済之由、捧取（執）行一行了」⁹¹という長谷寺からの返事を得ている。

三月十六日には、「長谷寺開帳錢百貫文内五十貫文、自彼寺光宣僧都方二令借用進之、昨日三十貫文且自彼寺返却之由、光宣申入之」⁹²とあり、五十貫文の内、長谷寺から三十貫文が支払われた。残りの二十貫文については、結局前述したように長谷寺の修理方に寄付するかたちで、皆済となつた。

このように、長祿三年（一四五七）の開帳では、別当大乘院門跡の取り分は、その取り立ては困難なものがあつたが、百貫文とされていた。

また 文明二年（一四七〇）に覚心上人から長谷寺供養の際の進物についての問い合わせがあつた。

一 覚心上人申、信貴山供養事、可取立之、就其八長谷寺供養之時、進物等

事如何候哉、可被注下云々、（中略）

長谷方沙汰者

百貫文御布施、十五貫文同御馬代、二十貫文同僧膳料

合百五十五貫文

五十貫文御宿坊雑事、白米三石、入木加用夫、雑用具家具借進之、

以上

此外

猿樂方三十貫文、毎日一献等

開帳錢百貫文

以上

（下略）⁶³

供養関係以外の進物分として「開帳錢百貫文」が掲げられており、この百貫文が長谷寺から別当興福寺大乘院門跡へもたらされる金銭であつたとみてよいであろう。

『興福寺大乘院寺社雑事記』文明十一年三月二十九日条に、

一 供養方、執行色々申子細（中略）

康正二年四月

百貫布施、十五貫馬代、廿貫僧膳料、五十貫雑用、

合百八十五貫

五十貫開帳錢五十貫ハ寄進之

都合二百廿五貫文

（中略）

応仁

百貫布施、十五貫馬代、廿貫僧膳料、五十貫雑用、

五十貫開帳此五十貫寄進也

合二百卅五貫文

と、康正二年（一四五六）と応仁の際の開帳金の金額が記載されている。この場

合、別当の興福寺大乘院門跡の取り分は百貫文であるが、その内の半額五十貫文は長谷寺への寄進となつてゐる。したがつて別当の実質的な取り分は五十貫文であつた。この康正・応仁の例に従つて、文明十一年の配分がなされている。

一 供養方可到来料足事

百貫文御布施、十五貫文御馬代、廿貫文僧膳料、五十貫文雑用、

合百八十五貫文此外白米三石五斗計、入木等如例也

以上導師分

五十貫文開帳錢此外五十貫文ハ寄進之

以上恒例

（省略）⁶⁴

このように、文明十一年（一四七九）では、別当の興福寺大乘院門跡の取り分は従来どおり百貫文であつたが、その内五十貫文は長谷寺への寄進とされた。

そして、文明十七年（一四八五）の開帳では、その取り分は三十貫文に減少している。⁶⁵これ以外に両奉行の取り分として十五貫文がある。長享二年（一四八八）の開帳においても「開帳錢ハ前後三十貫也」となつていた。⁶⁶

おわりに

中世後期の長谷寺の開帳について検討してきた。まず達氏の勅許を必要としたというように、長谷寺の開帳開催許可は、常に天皇の綸旨によつてなされ、許認可権は天皇にあつたことが確認できる。その体制は中世後期を通じて変わらないようである。そして具体的な手続きは、まず長谷寺の衆徒や勸進聖から開帳開催の要望を長谷寺別当である興福寺大乘院門跡に申し入れる。その後、別当興福寺大乘院門跡から一条兼良（禅閣）や二条持通（太閤）などの九条家系統の摂関家に申し入れられ、摂関家から伝奏にまわされて天皇に上奏される。そして、開帳開催の許可を伝える綸旨が下る。その際綸旨の宛所は長谷寺別当の興福寺大乘院門跡となる。大乘院門跡から長谷寺衆徒にその許可が伝えられて開帳に至る。このように開帳を実施するにあつては、寺院・公家の複雑な手続きが必要であつた。とくに將軍権力が強力となつた室町時代でありながらも、開帳開催の権限が天皇に属してゐたことは注目される。

開帳の目的を考える上で、その実施の際に堂舎の修造や万部経会などの長谷寺の勸進活動が常に深く関わつてゐることは重要である。すでに新城氏や達氏が指

摘するように、開帳は勸進活動のより大きな効果をねらって実施されている。中世後期、民衆の寄付を募る勸進が寺院経済の大きな基盤の一つとなっており、勸進をより効果的にすすめるための開帳は、寺院側でますます期待され、しばしば実施されるように至ったとみられる。

さて、開帳による総収入額はいかほどかは、結局明らかにしえなかった。しかし別当である興福寺大乘院門跡の取り分が百貫文であったことは、開帳による勸進活動の収入は巨額な額に昇ったとみられる。当然、開帳の開催を認可する編旨を得るにあたって、かかわった天皇や摂関等の貴族上層部への礼金もそれ相当額に昇ったものとみられる。このように長谷寺の開帳は、長谷寺だけでなく、別当をつとめる興福寺大乘院門跡さらには天皇や摂関などにも巨額な収益をもたらしたものと考えられる。今回は、収益の分配の実態については、十分に明らかにしえなかった。このことについては今後の課題としておきたい。

このように、中世の長谷寺の開帳は、その許認可権の所在、勅許を得て開催するための複雑な手続き、開帳による勸進からの収益の配分などに、当時の身分制社会が色濃く反映していたのである。

(註)

- (1) 新城常三『社会参詣の社会経済史的研究』(塙書房 一九八二年)第四章第一節。
- (2) 達日出典『長谷寺氏の研究』(叡南堂書店 一九七九年)第四章。中世後期の長谷寺再興の勸進活動についての詳細な研究である。なお著書全体としては、主として平安期から鎌倉初期の長谷寺を扱ったものである。巻末に長谷寺に関する研究文献一覧が掲載されている。
- (3) 達日出典『長谷寺氏の研究』(叡南堂書店 一九七九年)第七章「長谷寺にみる興福寺の末寺支配」。
- (4) 『三箇院家抄』(史料纂集) 五十五頁〜五十六頁。
- (5) 『興福寺大乘院寺社雑事記』(史料大成本) 第二卷所収の「長祿四年若宮祭田楽頭記」による。以下『興福寺大乘院寺社雑事記』は史料大成本によるものである。
- (6) 『興福寺大乘院寺社雑事記』長祿二年二月六日条。

- (7) その一例として、『興福寺大乘院寺社雑事記』長祿四年七月二十九日条。九月六日条。
- (8) 『興福寺大乘院寺社雑事記』寛正三年八月六日条。
- (9) 『興福寺大乘院寺社雑事記』寛正三年正月二十日条。
- (10) 『興福寺大乘院寺社雑事記』寛正七年十一月二十六日条。
- (11) 『三箇院家抄』(史料纂集) 九十七頁〜一〇三頁。
- (12) 興福寺僧の中に、長谷寺別当以外に長谷寺少別当がいる。興福寺大乘院門跡の傘下の院家クラスの僧が門跡から任命されている。
- (13) 『興福寺大乘院寺社雑事記』宝徳三年十二月十日条。
- (14) 『興福寺大乘院寺社雑事記』宝徳三年十二月十八日条。
- (15) 『興福寺大乘院寺社雑事記』康正二年三月十四日条。
- (16) 『興福寺大乘院寺社雑事記』長祿三年八月十八日条。
- (17) 『興福寺大乘院寺社雑事記』文明十一年四月七日条。
- (18) 『興福寺大乘院寺社雑事記』文明十七年二月二十八日条。
- (19) 『興福寺大乘院寺社雑事記』長享二年九月十七日条。
- (20) 『醍醐枝葉抄』
- (21) 『興福寺大乘院寺社雑事記』文明十一年二月二十七日条。
- (22) 『興福寺大乘院寺社雑事記』文明十一年三月六日条。
- (23) 『興福寺大乘院寺社雑事記』文明十一年四月七日条。
- (24) 『興福寺大乘院寺社雑事記』文明十七年二月二十八日条。
- (25) 『興福寺大乘院寺社雑事記』文明十七年二月二十八日条。
- (26) 『興福寺大乘院寺社雑事記』文明十三年正月二十二日条。
- (27) 『興福寺大乘院寺社雑事記』文明十三年二月二十一日条。
- (28) 『興福寺大乘院寺社雑事記』文明十三年四月十三日条。
- (29) 『興福寺大乘院寺社雑事記』文明十四年二月三十日条。
- (30) 『興福寺大乘院寺社雑事記』文明十六年正月二十七日条。
- (31) 『興福寺大乘院寺社雑事記』康正二年三月十四日条。
- (32) 『興福寺大乘院寺社雑事記』康正二年三月十五日条。
- (33) 『興福寺大乘院寺社雑事記』文明十一年四月十八日条。
- (34) 『興福寺大乘院寺社雑事記』文明十一年五月二日条。
- (35) 『興福寺大乘院寺社雑事記』長祿三年八月十二日条。
- (36) 『興福寺大乘院寺社雑事記』長祿四年四月二十九日条。

- (37) 『興福寺大乘院寺社雜事記』長祿三年八月二十八日条。
- (38) 『興福寺大乘院寺社雜事記』長祿三年九月十一日条。
- (39) 『興福寺大乘院寺社雜事記』長祿四年二月十二日条。
- (40) 『興福寺 大乘院寺社雜事記』長祿四年二月十七日条。
- (41) 『興福寺大乘院寺社雜事記』長祿四年二月十八日条。
- (42) 『興福寺大乘院寺社雜事記』長祿四年三月十六日条。
- (43) 『興福寺大乘院寺社雜事記』文明二年三月五日条。
- (44) 『興福寺大乘院寺社雜事記』文明十一年四月一日条。
- (45) 『興福寺大乘院寺社雜事記』文明十七年七月三日条。
- (46) 『興福寺大乘院寺社雜事記』長享二年十二月六日条。

The Ceremony of Exhibiting a Buddha Image in the Late Medieval Period

Especially the Case of the Ceremony at Hase-dela (Hase Temple in Yamato)

Masaaki OISHI

The present article discusses the exhibition ceremony in the late medieval period by examining a particular case of the ceremony at Hase-dela. The ceremony could not be held until the emperor authorized and issued a royal permission ('Rinji') to it. In the case of Hase-dela, their wish to hold a ceremony was first conveyed to the Daijo-in-Monzeki of Kofuku-ji, the Betto (steward) to Hase-dela, and then the Monzeki asked the emperor for its approval through the agency of Sekkan-ke(the emperor's regent).

The ceremony was an effective means to raise money from worshippers for the repair and maintenance of temples. The sum of raised money at Hase-dela was not clear, but the Monzeki in person could collect as much as 100 kan-mon. Taking into account the commission required by the emperor and the regent, the total sum ought to have amounted to an enormous money. The procedure of the ceremony and the distribution of profits reflected the hierarchical society in the medieval period.